

防災基本計画修正

新旧対照表

平成28年5月

防災基本計画修正 新旧対照表

第1編 総則

修正前	修正後
<p>第1編 総則</p> <p>第2章 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防</p> <p>(略)</p> <p>○災害予防段階における施策の概要は以下の通りである。</p> <p>(略)</p> <p>・発災時の災害応急対策，その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため，災害応急活動体制や情報伝達体制の整備，施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに，必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また，関係機関が連携した実践的な<u>防災訓練</u>を実施する。</p>	<p>・発災時の災害応急対策，その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため，災害応急活動体制や情報伝達体制の整備，施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに，必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また，関係機関が連携した実践的な<u>訓練</u>や<u>研修</u>を実施する。</p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>2 災害に強いまちづくり</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体は，災害が発生した場合の災害応急対策，災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第1章第6節参照）を平常時より十分行うとともに，職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>（略）</p> <p>○市町村は，市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け，必要があると認めるときは，市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(2) 住民等の避難誘導體制</p> <p>（略）</p> <p>○市町村は，住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。</p> <p>（新設）</p>	<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>2 災害に強いまちづくり</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体は，災害が発生した場合の災害応急対策，災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第1章第6節参照）を平常時より十分行うとともに，職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。</p> <p><u>○特に，災害時においては状況が刻々と変化していくことと，詳細な情報を伝達するいとまがないことから，情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から，関係機関は，防災対策の検討等を通じて，お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により，「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに，訓練等を通じて，構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>（略）</p> <p>○市町村は，市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け，必要があると認めるときは，市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</p> <p><u>○国は，地域の住民，事業者が平時からコミュニケーションを図り，災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに，災害発生時に速やかに避難行動をとり，避難後の避難所運営の手助けを行うことなど，自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう，住民の防災意識の向上のための取組に努めるものとする。</u></p> <p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(2) 住民等の避難誘導體制</p> <p>（略）</p> <p>○市町村は，<u>避難勧告等の発令区域・タイミング，指定緊急避難場所，避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際，水害と土砂災害，複数河川の氾濫，台風等による高潮と河川洪水との同時発生等，複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>○市町村は，災害の想定等により必要に応じて，近隣の市町村の協力を得て，指定緊</p>

修正前	修正後
<p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制 (略)</p> <p>○都道府県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>○市町村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>○市町村は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、<u>防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定避難所 (略)</p> <p>○市町村は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>○指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、<u>主として要配慮者を滞在させ</u></p>	<p><u>急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</u></p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制 (略)</p> <p>○都道府県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するとともに、<u>国は、都道府県が必要に応じて、管内市町村への応援・派遣やその受援に係る調整を円滑に行うことができるような仕組みを検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>7 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>○市町村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p><u>○市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、訪日外国人向けの周知について十分配慮するものとする。</u></p> <p>○市町村は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、<u>防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定避難所 (略)</p> <p>○市町村は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p><u>○市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。</u></p> <p>○指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、<u>福祉避難所として要配慮者を</u></p>

修正前	修正後
<p>ることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p>	<p>滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○市町村は、<u>住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。</u></p>	<p>○市町村は、<u>マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</u></p>
<p>○市町村は、<u>一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(7) 被災者等への的確な情報伝達活動関係</p>	<p>(7) 被災者等への的確な情報伝達活動関係</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○国〔消防庁、気象庁、総務省等〕及び市町村（都道府県）は、<u>携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、災害情報共有システム（Lアラート）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</u></p>	<p>○国〔消防庁、気象庁、総務省等〕及び市町村（都道府県）は、<u>携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第2章 災害応急対策</p>	<p>第2章 災害応急対策</p>
<p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p>	<p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p>
<p>3 地方公共団体の活動体制</p>	<p>3 地方公共団体の活動体制</p>
<p>○地方公共団体は、発災後（風水害、火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。）、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うとともに、都道府県にあっては都道府県災害対策本部の設置、都道府県現地災害対策本部の設置、市町村にあっては市町村災害対策本部の設置、市町村現地災害対策本部の設置、石油コンビナート等現地防災本部の設置等必要な体制をとるものとする。</p>	<p>○地方公共団体は、発災後（風水害、火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。）、<u>職員の安全の確保に十分に配慮しつつ</u>、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うとともに、都道府県にあっては都道府県災害対策本部の設置、都道府県現地災害対策本部の設置、市町村にあっては市町村災害対策本部の設置、市町村現地災害対策本部の設置、石油コンビナート等現地防災本部の設置等必要な体制をとるものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>6 国における活動体制</p>	<p>6 国における活動体制</p>
<p>(7) 非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</p>	<p>(7) 非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>○国〔内閣府〕は、<u>非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が設置されない場合においても、現地での災害応急対策の調整及び推進を図るため必要があるときは、政府現地連絡調整室又は政府現地災害対策室の設置を行うものとする。政府現地連絡調整室等の設置に当たっては、別に定める申合せによるものとする。</u></p>

修正前	修正後
<p>第4節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣（略）</p> <p>○緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構及び地方公共団体からの要請に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）等の緊急輸送について、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>3 指定避難所</p> <p>(1) 指定避難所の開設</p> <p>○市町村は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、<u>民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>(2) 避難所の運営管理等</p> <p>○市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p>	<p>第4節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣（略）</p> <p>○緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構及び地方公共団体からの要請に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）等の緊急輸送について、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p><u>○都道府県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</u></p> <p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>3 指定避難所</p> <p>(1) 指定避難所の開設</p> <p>○市町村は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、<u>要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。</u>必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、<u>旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>(2) 避難所の運営管理等</p> <p>○市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、<u>避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</u>また、市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>○市町村は、それぞれの避難所に受入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に來ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、<u>国等への報告を行うものとする</u>。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○市町村は、それぞれの避難所に受入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに來ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第11節 自発的支援の受入れ</p> <p>(略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ</p> <p>(略)</p>	<p>第11節 自発的支援の受入れ</p> <p>(略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ</p> <p>(略)</p>
<p>○また、地方公共団体は、<u>ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする</u>。</p>	<p>○また、地方公共団体は、<u>社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする</u>。</p>

第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
<p>第4編 津波災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 津波警報等の発表及び伝達 (略)</p> <p>○国〔総務省，消防庁，気象庁〕及び地方公共団体は，さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう，<u>災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ，防災行政無線，全国瞬時警報システム（J－ALERT），テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。</u> (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>2 交通の確保 (略)</p> <p>(8) 鉄道交通の確保 ○第2編2章5節2項(9)「鉄道交通の確保」</p> <p>(9) 広域物資輸送拠点の確保 ○第2編2章5節2項(10)「広域物資輸送拠点の確保」</p>	<p>第4編 津波災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 津波警報等の発表及び伝達 (略)</p> <p>○国〔総務省，消防庁，気象庁〕及び地方公共団体は，さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう，<u>関係事業者の協力を得つつ，防災行政無線，全国瞬時警報システム（J－ALERT），<u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>，テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。</u> (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>2 交通の確保 (略)</p> <p>(8) 鉄道交通の確保 ○第2編2章5節2項(8)「鉄道交通の確保」</p> <p>(9) 広域物資輸送拠点の確保 ○第2編2章5節2項(9)「広域物資輸送拠点の確保」</p>

第5編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成 (略)</p> <p>○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより，風水害に強いまちを形成するものとする。 ・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，溢水，湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど，風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 風水害に対する建築物の安全性の確保 (略)</p> <p>○<u>浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては，浸水経路や浸水形態の把握等を行い，これらの結果を踏まえるものとする。</u> (略)</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え</p> <p>○第2編1章1節2項(4)「災害応急対策等への備え」 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第2節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底</p> <p>○第2編1章3節1項「防災思想の普及，徹底」 (新設)</p>	<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成 (略)</p> <p>○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより，風水害に強いまちを形成するものとする。 ・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，溢水，湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど，風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。 <u>・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，住民が自らの地域の水害リスクに向き合い，被害を軽減する取組を行う契機となるよう，分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。</u> (略)</p> <p>(2) 風水害に対する建築物の安全性の確保 (略)</p> <p>○<u>浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては，浸水経路や浸水形態の把握等を行い，これらの結果を踏まえるものとする。</u> (略)</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え</p> <p>○第2編1章1節2項(4)「災害応急対策等への備え」 <u>○国〔内閣府等〕は，被災経験のない市町村であっても迅速かつ的確な災害対応を実施することができるよう，平時の備えから災害対応の初動，応急対策，復旧に至るまでの間，市町村がとるべき災害対応の要点を示した資料の作成及びその内容の周知徹底について，検討するものとする。</u> <u>○国〔内閣府等〕は，被災市町村の災害対策本部の運営等の災害応急対策が円滑になされるよう，災害対応の知見が豊富な地方公共団体による知見の伝達のあり方等について，検討するものとする。</u></p> <p>第2節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底</p> <p>○第2編1章3節1項「防災思想の普及，徹底」 <u>○特に，気候変動等の影響により今後ますます水害リスクが増加する傾向にあることにかんがみ，国〔内閣府〕は，住宅等の復旧に十分な補償額を受け取れない被災者を一</u></p>

修正前	修正後
<p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及 (略)</p> <p>○国〔内閣府，警察庁，消防庁，国土交通省，気象庁〕及び地方公共団体は，被害の防止，軽減の観点から早期避難の重要性を住民に周知し，住民の理解と協力を得るものとする。 (新設)</p> <p>○市町村（都道府県）は，地域住民に対し，風水害のおそれのない適切な避難場所，避難路等について周知徹底するとともに，円滑な避難のため，自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</p> <p>○市町村（都道府県）は，国，関係公共機関等の協力を得つつ，風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。</p> <p>・浸水想定区域，避難場所，避難路等水害に関する総合的な資料として，図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ，防災マップ，風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い，住民等に配布するものとする。また，決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についてもハザードマップ等を作成し，住民等に配布するとともに，中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても，関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に，地下街等における浸水被害を防止するため，作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施，指導 (略)</p> <p>○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は，洪水時の避難確保に関する計画に基づき，避難誘導等の訓練の実施に努め</p>	<p>人でも少なくするよう，水害保険・共済への加入の促進に努めるものとする。また，国〔内閣府〕から地方公共団体に対して普及促進への協力の呼びかけに努めるものとする。</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及 (略)</p> <p>○国〔内閣府，警察庁，消防庁，国土交通省，気象庁〕及び地方公共団体は，被害の防止，軽減の観点から早期避難の重要性を住民に周知し，住民の理解と協力を得るものとする。</p> <p>○国〔内閣府，国土交通省等〕，公共機関，地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，水害時のシミュレーション結果等を示しながら，「<u>早期の立退き避難が必要な区域</u>」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに，浸水深，浸水継続時間等に応じて，水・食料を備蓄すること，ライフライン途絶時の対策をとること，保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について，普及啓発を図るものとする。</p> <p>○市町村（都道府県）は，地域住民に対し，風水害のおそれのない適切な避難場所，避難路等について周知徹底するとともに，<u>必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等</u>，円滑な避難のため，自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</p> <p>○市町村（都道府県）は，国，関係公共機関等の協力を得つつ，風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。</p> <p>・浸水想定区域，避難場所，避難路等水害に関する総合的な資料として，図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ，防災マップ，風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い，住民等に配布するものとする。<u>その際，河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。</u>また，決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についてもハザードマップ等を作成し，住民等に配布するとともに，中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても，関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に，地下街等における浸水被害を防止するため，作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施，指導 (略)</p> <p>○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は，<u>関係機関の協力を得て，洪水時の避難確保に関する計画を策定し，それに</u></p>

修正前	修正後
<p>るものとする。 (略)</p>	<p>基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。 (略)</p>
<p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p>	<p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p>
<p>1 災害発生直前対策関係</p>	<p>1 災害発生直前対策関係</p>
<p>(1) 警報等の発表及び伝達</p>	<p>(1) 警報等の発表及び伝達</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○国〔総務省，消防庁，気象庁〕及び地方公共団体は，さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう，<u>災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ，防災行政無線，全国瞬時警報システム（J-A L E R T），テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。</u></p>	<p>○国〔総務省，消防庁，気象庁〕及び地方公共団体は，さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう，<u>関係事業者の協力を得つつ，防災行政無線，全国瞬時警報システム（J-A L E R T），Lアラート（災害情報共有システム），テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。</u></p>
<p>第2章 災害応急対策</p>	<p>第2章 災害応急対策</p>
<p>第1節 災害発生直前の対策</p>	<p>第1節 災害発生直前の対策</p>
<p>2 住民等の避難誘導</p>	<p>2 住民等の避難誘導</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○市町村は，風水害の発生のおそれがある場合には，防災気象情報等を十分把握するとともに，河川管理者，水防団等と連携を図りながら，浸水区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を行う。その結果，危険と認められる場合には，住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うとともに，適切な避難誘導を実施するものとする。</p>	<p>○市町村は，風水害の発生のおそれがある場合には，防災気象情報等を十分把握するとともに，河川管理者，水防団等と連携を図りながら，浸水区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を行う。その結果，危険と認められる場合には，住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うとともに，適切な避難誘導を実施するものとする。<u>特に，台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては，大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで，住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</u></p>
<p>○市町村は，住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり，対象地域の適切な設定等に留意するとともに，勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には，避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。</p>	<p>○市町村は，住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり，対象地域の適切な設定等に留意するとともに，勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には，避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○市町村は，災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で，避難時の周囲の状況等により，近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や，「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○住民への避難勧告等の伝達に当たっては，市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し，対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。特に，人口や面積の規模が大きい市町村においては，夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における，エリアを限定した伝達について，各市町村の地域の実情に応じて，エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。</p>	<p>○住民への避難勧告等の伝達に当たっては，市町村防災行政無線を始め，<u>Lアラート（災害情報共有システム），テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り，対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。特に，人口や面積の規模が大きい市町村においては，夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合</u></p>

修正前	修正後
<p>とする。</p> <p>(略)</p> <p>4 災害未然防止活動 (略)</p> <p>○水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施する<u>ため</u>、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施するものとする。</p>	<p>における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 災害未然防止活動 (略)</p> <p>○水防団及び消防機関は、出水時に<u>土のう積み</u>など迅速な水防活動を実施する。<u>また</u>、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施するものとする。</p>

第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>第6編 火山災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 火山災害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(2) 火山災害に対する建築物の安全化 (略)</p> <p>○火山災害に対する安全性の確保に<u>あたっては</u>，不燃堅牢化を推進するものとする。</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>2 交通の確保 (略)</p> <p>(8) 鉄道交通の確保</p> <p>○第2編2章5節2項(9)「鉄道交通の確保」</p> <p>(9) 広域物資輸送拠点の確保</p> <p>○第2編2章5節2項(10)「広域物資輸送拠点の確保」</p>	<p>第6編 火山災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 火山災害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(2) 火山災害に対する建築物の安全化 (略)</p> <p>○火山災害に対する安全性の確保に<u>当たっては</u>，不燃堅牢化を推進するものとする。</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>2 交通の確保 (略)</p> <p>(8) 鉄道交通の確保</p> <p>○第2編2章5節2項(8)「鉄道交通の確保」</p> <p>(9) 広域物資輸送拠点の確保</p> <p>○第2編2章5節2項(9)「広域物資輸送拠点の確保」</p>

第7編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>第7編 雪害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 警報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>○国〔総務省，消防庁，気象庁〕及び地方公共団体は，さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう，<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>の活用や関係事業者の協力を得つつ，防災行政無線，全国瞬時警報システム（J－ALERT），テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>2 交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>(6) 鉄道交通の確保</p> <p>○第2編2章5節2項(9)「鉄道交通の確保」</p> <p>(7) 広域物資輸送拠点の確保</p> <p>○第2編2章5節2項(10)「広域物資輸送拠点の確保」</p>	<p>第7編 雪害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 警報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>○国〔総務省，消防庁，気象庁〕及び地方公共団体は，さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう，関係事業者の協力を得つつ，防災行政無線，全国瞬時警報システム（J－ALERT），<u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>，テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>2 交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>(6) 鉄道交通の確保</p> <p>○第2編2章5節2項(8)「鉄道交通の確保」</p> <p>(7) 広域物資輸送拠点の確保</p> <p>○第2編2章5節2項(9)「広域物資輸送拠点の確保」</p>

第8編 海上災害対策編

修正前	修正後
<p>第8編 海上災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 船舶の安全な<u>運行</u>の確保</p> <p>○国〔国土交通省〕は、<u>海技従事者（船舶に乗組む船舶職員）</u>になろうとする者に対し、<u>海技従事者として必要な知識・能力があるかについて海技従事者国家試験</u>を行うとともに、<u>既に海技従事者である者についても</u>、5年ごとの海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習等を要求することにより、<u>海技従事者の知識・能力の維持及び最新化を図るものとする</u>。また、時代のニーズに即した船員を確保することから、各船員教育機関において、教育内容のレベルアップを図るなどその教育体制の一層の整備充実を推進する。</p>	<p>第8編 海上災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 船舶の安全な<u>運航</u>の確保</p> <p>○国〔国土交通省〕は、<u>船舶職員</u>になろうとする者に対し、必要な知識・能力があるかについて<u>海技士国家試験</u>を行うとともに、5年ごとの海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習等を要求することにより、知識・能力の維持及び最新化を図るものとする。また、時代のニーズに即した船員を確保することから、各船員教育機関において、教育内容のレベルアップを図るなどその教育体制の一層の整備充実を推進する。</p>

修正前	修正後
<p>第 12 編 原子力災害対策編</p> <p>第 1 章 災害予防</p> <p>第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携体制 (略)</p> <p>○国，指定公共機関，地方公共団体及び原子力事業者は，防災関係機関相互の連携体制を強化するため，応急活動及び復旧活動に関し，平常時より各機関間における連携を強化しておくものとする。特に，国〔原子力防災会議事務局〕，指定公共機関〔<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>，<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>〕及び関係機関は，原子力災害対策協議会を設け，連携強化を図るものとする。 (略)</p> <p>(10) 緊急時モニタリング体制の整備 (略)</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕，指定公共機関〔<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>，<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>〕，原子力事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者は，現地に動員すべき緊急時モニタリング要員及び資機材の動員体制を整備・維持するものとする。 (略)</p> <p>○原子力事業者は，自ら放射線や放射性物質の放出源を中心とした緊急時モニタリングを行うとともに，国，地方公共団体及び指定公共機関〔<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>，<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>〕が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう，防災要員の派遣，緊急時モニタリング資機材の貸与等に必要な体制を整備するものとする。 (略)</p> <p>(12) 公衆の被ばく線量の把握体制の整備</p> <p>○国〔原子力規制委員会，環境省〕及び指定公共機関〔<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>，<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>〕は，健康調査・健康相談を適切に行う観点から，公衆の被ばく線量の把握を迅速に行えるよう，モニタリングデータ及び移動（行動）から線量推計を行うためのツール（ソフトウェア）の整備・維持を行うとともに，線量評価要員の確保等，公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。 (略)</p> <p>○国〔原子力規制委員会，内閣府，環境省〕及び指定公共機関〔<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>，<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>〕は，地方公共団</p>	<p>第 12 編 原子力災害対策編</p> <p>第 1 章 災害予防</p> <p>第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携体制 (略)</p> <p>○国，指定公共機関，地方公共団体及び原子力事業者は，防災関係機関相互の連携体制を強化するため，応急活動及び復旧活動に関し，平常時より各機関間における連携を強化しておくものとする。特に，国〔原子力防災会議事務局〕，指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>，<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>〕及び関係機関は，原子力災害対策協議会を設け，連携強化を図るものとする。 (略)</p> <p>(10) 緊急時モニタリング体制の整備 (略)</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕，指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>，<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>〕，原子力事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者は，現地に動員すべき緊急時モニタリング要員及び資機材の動員体制を整備・維持するものとする。 (略)</p> <p>○原子力事業者は，自ら放射線や放射性物質の放出源を中心とした緊急時モニタリングを行うとともに，国，地方公共団体及び指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>，<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>〕が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう，防災要員の派遣，緊急時モニタリング資機材の貸与等に必要な体制を整備するものとする。 (略)</p> <p>(12) 公衆の被ばく線量の把握体制の整備</p> <p>○国〔原子力規制委員会，環境省〕及び指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>，<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>〕は，健康調査・健康相談を適切に行う観点から，公衆の被ばく線量の把握を迅速に行えるよう，モニタリングデータ及び移動（行動）から線量推計を行うためのツール（ソフトウェア）の整備・維持を行うとともに，線量評価要員の確保等，公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。 (略)</p> <p>○国〔原子力規制委員会，内閣府，環境省〕及び指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>，<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>〕は，地方公共団</p>

修正前	修正後
<p>健康調査・健康相談を適切に行う観点から行う被ばく線量の把握を支援するため、ホールボディカウンタ、甲状腺モニタ等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保等を行うものとする。</p>	<p>体が健康調査・健康相談を適切に行う観点から行う被ばく線量の把握を支援するため、ホールボディカウンタ、甲状腺モニタ等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保等を行うものとする。</p>
<p>(13) 専門家の派遣体制 ○国〔原子力規制委員会、内閣府、原子力防災会議事務局、文部科学省、経済産業省等〕は、原子力災害時に、指定公共機関〔<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等〕その他研究機関等の原子炉工学、放射線防護等に関する専門家を招集し、技術的助言を得るため、あらかじめ招集する専門家のリストを指定公共機関等と調整した上で作成し、非常招集体制を整備するものとする。 ○国〔原子力規制委員会、内閣府、文部科学省、経済産業省等〕は、緊急時に指定公共機関〔<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等〕その他研究機関等の原子炉工学、放射線防護等に関する専門家を招集し、招集された専門家は収集された情報をもとに被災状況及び応急対策について評価・検討し、国等が行う緊急事態応急対策への技術的支援を行う体制の整備をするものとする。 ○国〔原子力規制委員会、内閣府、原子力防災会議事務局、文部科学省、経済産業省〕は、指定公共機関〔<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等からのモニタリング、医療等に関する専門家、原子力災害現地対策本部等の要員等の迅速な派遣体制を確保するため、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕に対する輸送支援の要請を含む現地への移送手段等について、原子力事業所ごとにあらかじめ関係機関と調整の上定めておくものとする。</p>	<p>(13) 専門家の派遣体制 ○国〔原子力規制委員会、内閣府、原子力防災会議事務局、文部科学省、経済産業省等〕は、原子力災害時に、指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等〕その他研究機関等の原子炉工学、放射線防護等に関する専門家を招集し、技術的助言を得るため、あらかじめ招集する専門家のリストを指定公共機関等と調整した上で作成し、非常招集体制を整備するものとする。 ○国〔原子力規制委員会、内閣府、文部科学省、経済産業省等〕は、緊急時に指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等〕その他研究機関等の原子炉工学、放射線防護等に関する専門家を招集し、招集された専門家は収集された情報をもとに被災状況及び応急対策について評価・検討し、国等が行う緊急事態応急対策への技術的支援を行う体制の整備をするものとする。 ○国〔原子力規制委員会、内閣府、原子力防災会議事務局、文部科学省、経済産業省〕は、指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等からのモニタリング、医療等に関する専門家、原子力災害現地対策本部等の要員等の迅速な派遣体制を確保するため、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕に対する輸送支援の要請を含む現地への移送手段等について、原子力事業所ごとにあらかじめ関係機関と調整の上定めておくものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p>	<p>2 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p>
<p>(5) 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係</p>	<p>(5) 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○国、指定公共機関〔<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体は、住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ準備しておくものとする。</p>	<p>○国、指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体は、住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ準備しておくものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>4 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の予防服用及び消火活動関係</p>	<p>4 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の予防服用及び消火活動関係</p>
<p>(2) 医療活動関係</p>	<p>(2) 医療活動関係</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○国〔原子力規制委員会〕及び地方公共団体は、指定公共機関〔<u>国立研究開発法人放射</u></p>	<p>○国〔原子力規制委員会〕及び地方公共団体は、指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子</u></p>

修正前	修正後
<p>線医学総合研究所], 独立行政法人国立病院機構(被ばく医療に係る事項に限る。), 高度被ばく医療支援センター, 原子力災害医療・総合支援センター, 原子力事業者等と調整の上, 地域ごとに原子力災害医療の中核的機能を担うための拠点となる原子力災害医療機関を選定するなど, 原子力災害医療体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>科学技術研究開発機構], 独立行政法人国立病院機構(被ばく医療に係る事項に限る。), 高度被ばく医療支援センター, 原子力災害医療・総合支援センター, 原子力事業者等と調整の上, 地域ごとに原子力災害医療の中核的機能を担うための拠点となる原子力災害医療機関を選定するなど, 原子力災害医療体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○国〔原子力規制委員会〕は, 指定公共機関〔<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>〕, 高度被ばく医療支援センター, 原子力災害医療・総合支援センター及び被災地域外の地方公共団体等と協力して, 医療従事者等を現地へ派遣し, 原子力災害医療に係る医療チームを編成できるよう, 体制の整備を行うものとする。</p>	<p>○国〔原子力規制委員会〕は, 指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>〕, 高度被ばく医療支援センター, 原子力災害医療・総合支援センター及び被災地域外の地方公共団体等と協力して, 医療従事者等を現地へ派遣し, 原子力災害医療に係る医療チームを編成できるよう, 体制の整備を行うものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え</p>	<p>第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○国〔原子力規制委員会, 原子力防災会議事務局, 国土交通省, 文部科学省〕は, 指定公共機関〔<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>, <u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>〕等の各分野の専門家をあらかじめ派遣専門家として登録し, また, 必要な資機材についても指定公共機関〔<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>, <u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>〕等に適切に整備・維持させるものとする。</p>	<p>○国〔原子力規制委員会, 原子力防災会議事務局, 国土交通省, 文部科学省〕は, 指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>, <u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>〕等の各分野の専門家をあらかじめ派遣専門家として登録し, また, 必要な資機材についても指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>, <u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>〕等に適切に整備・維持させるものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第2章 災害応急対策</p>	<p>第2章 災害応急対策</p>
<p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡, 緊急連絡体制及び活動体制の確立</p>	<p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡, 緊急連絡体制及び活動体制の確立</p>
<p>2 警戒事態発生時の連絡等</p>	<p>2 警戒事態発生時の連絡等</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○国〔原子力規制委員会〕, 地方公共団体, 原子力事業者及び指定公共機関〔<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>, <u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>〕は, 緊急時モニタリングセンターの立上げ準備やモニタリングポストの監視強化等緊急時モニタリングの準備を行うものとする。</p>	<p>○国〔原子力規制委員会〕, 地方公共団体, 原子力事業者及び指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>, <u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>〕は, 緊急時モニタリングセンターの立上げ準備やモニタリングポストの監視強化等緊急時モニタリングの準備を行うものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等</p>	<p>3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等</p>
<p>(2) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報, 被害情報等の連絡</p>	<p>(2) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報, 被害情報等の連絡</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○指定公共機関〔<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>, <u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>〕は, 指定行政機関との間において, 自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど, 連絡を密にするものとする。</p>	<p>○指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>, <u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>〕は, 指定行政機関との間において, 自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど, 連絡を密にするものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>○国〔原子力規制委員会、内閣府〕、関係省庁及び関係地方公共団体、指定公共機関〔<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者等は、現地事故対策連絡会議等との連携を密にするものとする。</p>	<p>○国〔原子力規制委員会、内閣府〕、関係省庁及び関係地方公共団体、指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者等は、現地事故対策連絡会議等との連携を密にするものとする。</p>
<p>4 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡） （略）</p>	<p>4 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡） （略）</p>
<p>○原子力災害現地対策本部、指定公共機関〔<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体の災害対策本部、指定地方公共機関、原子力事業者その他関係機関は、対策拠点施設に職員を派遣し、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民避難・屋内退避状況等の必要な情報を常時継続的に共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。 （略）</p>	<p>○原子力災害現地対策本部、指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体の災害対策本部、指定地方公共機関、原子力事業者その他関係機関は、対策拠点施設に職員を派遣し、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民避難・屋内退避状況等の必要な情報を常時継続的に共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。 （略）</p>
<p>5 施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動</p>	<p>5 施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動</p>
<p>(1) 緊急時モニタリング （略）</p>	<p>(1) 緊急時モニタリング （略）</p>
<p>○国〔原子力規制委員会、関係省庁〕、地方公共団体、事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者並びに指定公共機関〔<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、緊急時モニタリングセンターを組織し、緊急時モニタリング実施計画に基づき、確実かつ計画的に緊急時モニタリングを実施するものとする。国〔海上保安庁等〕は、その支援を行うものとする。 （略）</p>	<p>○国〔原子力規制委員会、関係省庁〕、地方公共団体、事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者並びに指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、緊急時モニタリングセンターを組織し、緊急時モニタリング実施計画に基づき、確実かつ計画的に緊急時モニタリングを実施するものとする。国〔海上保安庁等〕は、その支援を行うものとする。 （略）</p>
<p>(2) 緊急時の公衆の被ばく線量の把握</p>	<p>(2) 緊急時の公衆の被ばく線量の把握</p>
<p>○国〔原子力規制委員会、環境省〕、指定公共機関〔<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体は、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、一か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</p>	<p>○国〔原子力規制委員会、環境省〕、指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体は、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、一か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</p>
<p>6 原子力事業者の活動体制 （略）</p>	<p>6 原子力事業者の活動体制 （略）</p>
<p>○原子力事業者は、指定行政機関、指定公共機関〔<u>国立研究開発法人放射線医学総合</u></p>	<p>○原子力事業者は、指定行政機関、指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研</u></p>

修正前	修正後
<p>研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕，地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。</p>	<p>究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕，地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>7 指定行政機関等の活動体制</p>	<p>7 指定行政機関等の活動体制</p>
<p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応</p>	<p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応</p>
<p>三 原子力災害現地対策本部の設置</p>	<p>三 原子力災害現地対策本部の設置</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○原子力災害合同対策協議会の会合においては，必要に応じ，指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等の専門家を出席させ，その知見を十分に活用するよう努めるものとする。</p>	<p>○原子力災害合同対策協議会の会合においては，必要に応じ，指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等の専門家を出席させ，その知見を十分に活用するよう努めるものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>10 指定公共機関等の活動体制</p>	<p>10 指定公共機関等の活動体制</p>
<p>○国〔原子力規制委員会，文部科学省，経済産業省等〕は，原子力緊急事態宣言が発出された場合，指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕，研究機関等に対して，原子力災害対策本部事務局への専門家の派遣を必要に応じて要請するとともに，派遣された専門家と，災害の拡大防止，防護対策の活動内容等について，密接な情報交換を行うものとする。</p>	<p>○国〔原子力規制委員会，文部科学省，経済産業省等〕は，原子力緊急事態宣言が発出された場合，指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕，研究機関等に対して，原子力災害対策本部事務局への専門家の派遣を必要に応じて要請するとともに，派遣された専門家と，災害の拡大防止，防護対策の活動内容等について，密接な情報交換を行うものとする。</p>
<p>○指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。</p>	<p>○指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。</p>
<p>○指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，指定行政機関，地方公共団体及び原子力事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。</p>	<p>○指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，指定行政機関，地方公共団体及び原子力事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。</p>
<p>第2節 避難，屋内退避等の防護及び情報提供活動</p>	<p>第2節 避難，屋内退避等の防護及び情報提供活動</p>
<p>4 避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施</p>	<p>4 避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○地方公共団体及び原子力事業者は，国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら，指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕の支援の下，住民等がO I Lに基づき特定された区域等から避難又は一時移転した後に，住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。</p>	<p>○地方公共団体及び原子力事業者は，国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら，指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕の支援の下，住民等がO I Lに基づき特定された区域等から避難又は一時移転した後に，住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。</p>
<p>8 関係者等への的確な情報伝達活動</p>	<p>8 関係者等への的確な情報伝達活動</p>
<p>(3) 住民等からの問合せに対する対応</p>	<p>(3) 住民等からの問合せに対する対応</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>○原子力災害対策本部，現地対策本部，指定公共機関〔<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は，必要に応じ，速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また，住民等のニーズを見極めた上で，情報の収集・整理・発信を行うものとする。</p>	<p>○原子力災害対策本部，現地対策本部，指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は，必要に応じ，速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また，住民等のニーズを見極めた上で，情報の収集・整理・発信を行うものとする。</p>
<p>第6節 救助・救急，医療及び消火活動</p>	<p>第6節 救助・救急，医療及び消火活動</p>
<p>2 医療活動</p>	<p>2 医療活動</p>
<p>(2) 原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チームの派遣等 (略)</p>	<p>(2) 原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チームの派遣等 (略)</p>
<p>○原子力規制委員会，原子力災害医療・総合支援センター，<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>及び被災地域外の都道府県（市町村）は，医師を確保し，原子力災害医療派遣チーム等を編成し，派遣するものとする。 (略)</p>	<p>○原子力規制委員会，原子力災害医療・総合支援センター，<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>及び被災地域外の都道府県（市町村）は，医師を確保し，原子力災害医療派遣チーム等を編成し，派遣するものとする。 (略)</p>
<p>(3) 原子力災害医療の実施 (略)</p>	<p>(3) 原子力災害医療の実施 (略)</p>
<p>○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は，高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターで受診した相当程度の汚染・被ばく患者や被ばく傷病者に対する追跡調査等を<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>等が行う場合，これに協力するものとする。 (略)</p>	<p>○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は，高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターで受診した相当程度の汚染・被ばく患者や被ばく傷病者に対する追跡調査等を<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>等が行う場合，これに協力するものとする。 (略)</p>
<p>第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策 (略)</p>	<p>第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策 (略)</p>
<p>○国〔原子力規制委員会，国土交通省〕は，核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には，直ちに関係省庁，関係地方公共団体及び関係指定公共機関に連絡するとともに，その後の情報を随時連絡するものとする。また，速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに，国の職員及びあらかじめ登録された<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家を現地へ派遣し，必要な資機材を現地へ動員するものとする。なお，放射性物質輸送事故対策会議が開催されている場合，その事務は関係省庁事故対策連絡会議に引き継ぐものとする。 (略)</p>	<p>○国〔原子力規制委員会，国土交通省〕は，核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には，直ちに関係省庁，関係地方公共団体及び関係指定公共機関に連絡するとともに，その後の情報を随時連絡するものとする。また，速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに，国の職員及びあらかじめ登録された<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家を現地へ派遣し，必要な資機材を現地へ動員するものとする。なお，放射性物質輸送事故対策会議が開催されている場合，その事務は関係省庁事故対策連絡会議に引き継ぐものとする。 (略)</p>
<p>第4章 原子力艦の原子力災害</p>	<p>第4章 原子力艦の原子力災害</p>
<p>第1節 情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p>	<p>第1節 情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p>
<p>1 災害情報の収集・連絡</p>	<p>1 災害情報の収集・連絡</p>

修正前	修正後
<p>(2) 放射能影響の早期把握のための活動 (略)</p> <p>○指定公共機関〔<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し，国〔原子力規制委員会〕が行う環境モニタリングの強化のための取組を支援するものとする。 (略)</p> <p>第5節 救助・救急及び医療活動 2 医療活動 (1) 被ばく医療に係る医療チームの派遣 ○国〔文部科学省，厚生労働省，原子力規制委員会〕は，必要に応じ，<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所等の医療関係者等</u>からなる被ばく医療に係る医療チームを現地に派遣するものとする。</p> <p>(2) 原子力災害医療の実施 (略)</p> <p>○<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>の派遣する医療従事者等は，被ばく医療に係る医療チームとして，関係都道府県の災害対策本部の下で，汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について，各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関の関係者を指導するとともに，自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。 (略)</p> <p>○<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は，各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関等で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。 ○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は，<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等で受診した相当程度の汚染・被ばく患者や被ばく傷病者に対する追跡調査等を<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所等</u>が行う場合，これに協力するものとする。 ○<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は，除染，障害治療，追跡調査等について，互いに緊密な連携をとって行うものとする。 ○国〔消防庁〕は，汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について，関係都道府県の災害対策本部等から要請があった場合は，搬送手段の優先的確保を行うものとする。 ○自衛隊は，関係都道府県知事等の災害派遣要請に基づき，又は必要に応じ汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>，高度な被ばく</p>	<p>(2) 放射能影響の早期把握のための活動 (略)</p> <p>○指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し，国〔原子力規制委員会〕が行う環境モニタリングの強化のための取組を支援するものとする。 (略)</p> <p>第5節 救助・救急及び医療活動 2 医療活動 (1) 被ばく医療に係る医療チームの派遣 ○国〔文部科学省，厚生労働省，原子力規制委員会〕は，必要に応じ，<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の医療関係者等</u>からなる被ばく医療に係る医療チームを現地に派遣するものとする。</p> <p>(2) 原子力災害医療の実施 (略)</p> <p>○<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>の派遣する医療従事者等は，被ばく医療に係る医療チームとして，関係都道府県の災害対策本部の下で，汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について，各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関の関係者を指導するとともに，自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。 (略)</p> <p>○<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は，各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関等で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。 ○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は，<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等で受診した相当程度の汚染・被ばく患者や被ばく傷病者に対する追跡調査等を<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等</u>が行う場合，これに協力するものとする。 ○<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は，除染，障害治療，追跡調査等について，互いに緊密な連携をとって行うものとする。 ○国〔消防庁〕は，汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について，関係都道府県の災害対策本部等から要請があった場合は，搬送手段の優先的確保を行うものとする。 ○自衛隊は，関係都道府県知事等の災害派遣要請に基づき，又は必要に応じ汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>，高度な被</p>

第 12 編 原子力災害対策編

修正前	修正後
医療に対応可能な医療機関等への搬送について輸送支援を行うものとする。	ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について輸送支援を行うものとする。